

## 指定介護老人福祉施設矢田の郷 重要事項説明書

指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護3」「要介護4」「要介護5」の認定を受けた方が対象となります。

### 1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人 奈良社会福祉院（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）矢田の郷（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある入居者（以下「入居者」という。）に対し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

### 2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人奈良社会福祉院
所在地	〒630-8113 奈良県奈良市法蓮町395-1
代表者	理事長 上田 玲子
設立年月日	昭和25年12月25日
電話番号	0742-34-3070

### 3 施設の概要

#### (1) 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム矢田の郷
指定番号	2970300626
所在地	〒639-1054 奈良県大和郡山市新町991
施設長	榊井 倫雄
開設年月日	平成17年4月1日
電話番号	0743-53-5552
FAX番号	0743-51-0022
メールアドレス	yatanosato@fukushiin.com

## (2) 設備の概要

居室	35室 1人部屋（トイレ付12室・トイレなし23室） ユニット：さくら10名 ひまわり9名 ききょう10名 さざんか9名
食堂・リビング	4室 入居者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、入所者が使用しやすい適切な備品類を設けます。
浴室	2室 一般浴槽、特殊浴槽。
共用便所	8室 入居者が使用しやすい適切な便所を設けます。
医務室	1室 入居者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。
機能訓練室	2室 入居者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
その他	以下の設備を設けています。 ・介護職員室 ・看護職員室 ・調理室 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・介護材料室

### <居室の変更>

下記に該当する場合は、入居者及び代理人との協議の上実施するものといたします。

- ① 入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

## (3) 施設の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	1名
医師	入居者の健康管理及び療養上の指導	非常勤2名
生活相談員	入居者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名
介護職員	介護業務	12名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	3名
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	1名
その他の従業者		必要数

## (4) 定員

定員	35名
----	-----

## 4 サービスの概要

### (1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。  
「5 利用料等」をご確認ください。

類	内 容
施設サービス 計画の作成	<p>施設サービス計画を作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、入居者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。</li> <li>・ 施設サービス計画には、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。</li> <li>・ 施設は、原則として6月に1回以上、若しくは入居者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入居者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。</li> <li>・ 施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、入居者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。</li> </ul>
介 護	<p>入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入浴又は清拭は週2回以上行います。</li> <li>・ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。</li> <li>・ おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えます。</li> <li>・ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。</li> <li>・ その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。</li> </ul>
食 事	<p>栄養並びに入居者の体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床してリビング等で食事を摂ることを支援します。</p> <p>【食事時間】朝食 7時30分～8時30分          昼食 11時30分～12時30分          夕食 17時30分～18時30分</p>
相談及び援助	<p>常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。</p>
社会生活上の 便宜	<p>施設に教育娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーションを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活を営むために必要な行政手続きについて、入居者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで代わって行います。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常に入居者のご家族との連携を図るとともに、入居者とご家族との交流の機会を確保するように努めます。</li> <li>・ 入居者の外出の機会を確保するように努めます。</li> </ul>
機能訓練	機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	入居者ごとに栄養ケア計画を作成し、入居者の栄養管理を計画的に行います。
口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入居者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に入居者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

## (2) 介護保険給付対象外サービス

施設は入居者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとしてします。

### ① 特別な食事

入居者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

### ② 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

入居者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

### ③ 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

### ③ インフルエンザ等感染症予防対策

入居者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ等感染症の予防接種を行います。

### ④ 入居者の移送

入居者の通院や入院時の移送サービスを行います。

【対象地域】 大和郡山市内（無料）

## 5 利用料等

サービスを利用した場合の「基本施設サービス費」は以下の通りです。お支払いいただく「入居者負担金」は、原則として基本利用料に入居者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 基本施設サービス費

\*表は1単位10,27円

		単位数	費用額 (10割)	利用者負担額		
				1割	2割	3割
介護福祉施設 サービス費 (I)	要介護3	815単位	8,370円	25,110円	50,220円	75,330円
	要介護4	886単位	9,099円	27,270円	54,540円	81,810円
	要介護5	955単位	9,807円	29,400円	58,800円	88,200円

(2) その他の費用

① 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 1日当たり 1,445円  
(朝215円、昼615円、夕615円)

イ 入居・退居時等における食費の負担額

入居・退居の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日当たりの額とします(全ての食事を摂らない場合を除く。)

② おやつ 1日当たり 100円

③ 居住に要する費用

基本料金 入居・退居の時間にかかわらず1日当たり 2,066円

④ 入居者又は代理人が選定する特別な食事に関する費用の額

予め入居者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、①に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を入所者又は代理人が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

⑤ 自治会費・高友会費 環境水質管理費 1日当たり 34円

⑥ 理美容代

1,600円～

⑦ 入居者の移送に係る費用及び距離

【対象地域】 大和郡山市内(無料)

対象地域を超える場合は、片道500円をご負担いただきます。

⑧ 契約書第23条に定める所定の料金

入所者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日当たりご利用料金の50%)

⑨ その他

ア 長期入院における居住費並びに機器・設備費

入院一週間後より居住費 800円/日 をご負担いただきます。

イ その他

・入居者の嗜好品の購入、レクリエーションやクラブなど行事への参加費など諸々費用の実費(材料代等の実費をご負担いただきます。)

- ・サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額  
1 複写につき10円
- ・インフルエンザ等感染症予防接種  
実費

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2月前までにご説明します。

## 6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の8日までにご請求いたしますので、請求された月の15日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

原則として利用料のお支払いはゆうちょ銀行の自動払い込み制度にさせていただきます。なお、所定の手数料をご負担いただきます。

(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

### ア. 自動払い込み口座

郵便振替口座 00970-4-317091

口座名義 矢田の郷

### イ. その他の振込み

南都銀行 郡山支店 普通預金 0911888

口座名義 社会福祉法人 奈良社会福祉院 理事長 上田玲子

## 7 施設を退所いただく場合等

### (1) 入居者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、入居者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 入居者又は代理人から退所の申し出があった場合
- ⑥ 施設から退所の申し出を行った場合

### (2) 入居者からの退所の申出 (中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、入居者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の30日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合

- ③ 入居者が入院された場合
- ④ 施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (3) 施設からの申出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

- ① 入居者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が連続して3月病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合
- ⑤ 入居者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合

### (4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

- ① 検査入院等7日間以内の短期入院の場合  
7日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。ただし、入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。
- ② 7日間以上3月以内の入院の場合  
7日以上入院される場合には、契約についてご相談をさせていただき、解約とさせていただく場合があります。ただし、契約を解除した場合で、3月以内に退院された場合には、再び施設に優先的に入所できるよう努めます。また、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。
- ③ 3月以内の退院が見込まれない場合  
3月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。この場合には、施設に再び優先的に入居することはできません。

### (5) 円滑な退所のための援助

入居者が施設を退所する場合には、入居者の希望により、施設は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 8 代理人等について

- (1) 施設では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。
- ① 代理人は、入居者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
  - ② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、施設と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。
  - ③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。
- (2) 代理人の職務は、次の通りとします。
- ① 入居者に代わって又は入所者とともに、契約書第3条に定める同意又は要請、同第7条3項、第9条3項、第18条1項、第19条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他入居者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。
  - ② 入居者を代理して、又は入居者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。
- (3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。
- 入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の債務を負担すること。
- (4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。
- 利用契約が終了した後、施設に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。
- (5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。
- ① 連帯保証人の負担は、極度額60万円を限度とします。
  - ② 連帯保証人が負担する債務の元本は、入居者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
  - ③ 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
  - ④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、入居者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

## 9 サービス利用に当たっての留意事項

### (1) ご来所の際

- ① 入居者又は代理人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ② 入居者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

### (2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業者又は他の入居者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の入居者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

## 10 緊急時の対応

サービス提供時に入居者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は

協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

## 11 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

## 12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 13 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入居者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

入居者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、入居者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

入居者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 15 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 16 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：榊井 倫雄（施設長）

ご利用時間：月～金曜日 9時00分～17時00分

ご連絡先 電話番号 0743-53-5552

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

大和郡山市介護福祉課

奈良県大和郡山市北郡山町248-4

電話番号：0743-53-1151

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日、祝日を除く）

奈良県国民健康保険団体連合会

奈良県橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館内

電話番号：0744-29-8311

受付時間：(土日、祝日を除く)

## 17 入居中の医療の提供について

当施設の担当嘱託医が入居者の健康管理を担当します。

嘱託医 矢田山診療所(奈良県大和郡山市矢田山町58)

中川 知里

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### 【協力医療機関】

名称 大和郡山病院

住所 奈良県大和郡山市朝日町1-62

名称 田北病院

住所 奈良県大和郡山市城南町12-13

名称 青藍病院

住所 奈良県大和郡山市本庄町1-1

### 【協力歯科医療機関】

名称 森歯科医院

住所 奈良県大和郡山市城南町4-16

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 18 損害賠償について

当施設において、施設の責任により入所者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、入居者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、入居者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ① 入居者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 入居者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

- ③ 入居者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 入居者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

19 福祉サービス第三者評価実施状況

項 目	内 容
(1) 実施の有無	前年度実施なし

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設のサービスの提供の開始に当たり、入居者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

所在地 大和郡山市新町991  
施設名 社会福祉法人 奈良社会福祉院  
特別養護老人ホーム 矢田の郷

施設長 榊井 倫雄 印

説明者 (役職) 主幹 生活相談員 (氏名) 安井 伸介 印

私は、利用契約書及び本書面により、事業者から指定介護福祉施設サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<入居者(契約者)>

住所

氏名 印

<代理人>

住所

氏名 印

電話番号

<連帯保証人兼身元保証人>

住所

氏名 印

電話番号